

介護予防通所リハビリテーション料金表

2021.4.1改定

- ※5 次に掲げるいずれの基準にも適合していること
・事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること
・ご利用者ごとに、医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、ご利用者又はその家族に対しその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること
・ご利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること
- ※6 次に掲げるいずれの基準にも適合していること
・事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること
・ご利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能および食形態にも考慮した栄養ケア計画を作成していること
・ご利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること
・ご利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること
・栄養改善サービスの提供に当たって、必要に応じ居宅を訪問すること
- ※7 事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報をご利用者を担当する介護支援専門員に提供していること
- ※8 ご利用者が、栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報をご利用者を担当する介護支援専門員に提供していること
- ※9 次に掲げるいずれの基準にも適合していること
・言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること
・ご利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員支援相談員その他の職種の者が共同して、ご利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること
・ご利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、ご利用者の口腔機能を定期的に記録していること
・ご利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価すること
- ※10 上記※9に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること
- ※11 以下の要件を満たすこと
・ご利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他のご利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること
・必要に応じて通所リハビリテーション介護予防通所リハビリテーション計画を見直すなど、介護予防通所リハビリテーションの提供にあたって、(1)に規定する情報その他介護予防通所リハビリテーションを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること
- ※12 若年性認知症ご利用者に対して、通所リハビリテーションが実施された場合
- ※13 次のいずれにも適合すること
・運動機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能サービスのうち、2種類のサービスを実施していること
・ご利用者が介護予防通所リハビリテーションの提供を受けた日において、選択的サービスを行っていること
・ご利用者に対し、選択的サービスのうちいずれかのサービスを1月につき2回以上行っていること
- ※14 次のいずれにも適合すること
・ご利用者に対し、選択的サービスのうち3種類のサービスを実施していること
・ご利用者が介護予防通所リハビリテーションの提供を受けた日において、選択的サービスを行っていること
・ご利用者に対し、選択的サービスのうちいずれかのサービスを1月につき2回以上行っていること
- ※15 所定単位数の47／1000加算。区分支給限度基準額の算定対象から除外する。
詳しくは事務請求担当又は支援相談員へお訪ねください。
- ※16 所定単位数の20／1000加算。区分支給限度基準額の算定対象から除外する。
詳しくは事務請求担当又は支援相談員へお訪ねください。
- ※17 所定単位数の10／1000加算。区分支給限度基準額の算定対象から除外する。
詳しくは事務請求担当又は支援相談員へお訪ねください。